

追 加 議 案 一 覧 表

第 7 3 号 議 案	にじの丘学園校舎増築・改修（建築）工事請 負契約の締結について……………	1
第 7 4 号 議 案	陣屋線道路改良工事請負契約の締結について……………	2
報告第 1 6 号	専決処分の報告について……………	別紙

7 年市長提出第 7 3 号議案

にじの丘学園校舎増築・改修（建築）工事請負契約の締結について
本市が、にじの丘学園校舎増築・改修（建築）工事を施工するに当たり、
次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契 約 金 額 | 2 9 8 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |
| 2 | 工 事 場 所 | 瀬戸市中山町 1 番地の 5 7 |
| 3 | 契 約 方 法 | 制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式） |
| 4 | 工 事 内 容 | 増築（建築）工事
普通教室棟（鉄骨造平屋建て 6 4 9 平方メートル）
改修（建築）工事
既設渡り廊下の改修、多目的広場の外構整備等 |
| 5 | 工 期 | 本契約日の翌日から令和 8 年 3 月 1 0 日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 瀬戸市東茨町 7 8 番地の 6
大数建設株式会社
代表取締役 稲垣 栄 |

（理 由）

この案を提出するのは、にじの丘学園校舎増築・改修（建築）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 7 4 号議案

陣屋線道路改良工事請負契約の締結について

本市が、陣屋線道路改良工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契 約 金 額 | 1 8 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| 2 | 工 事 場 所 | 瀬戸市進陶町外地内 |
| 3 | 契 約 方 法 | 制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式） |
| 4 | 工 事 内 容 | 道路改良工事一式
延長 7 0 メートル
橋梁工、護岸工、排水構造物工、舗装工 |
| 5 | 工 期 | 本契約日の翌日から令和 8 年 9 月 1 5 日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 瀬戸市西長根町 2 6 番地の 2
中部建設株式会社
代表取締役 浅見正直 |

（理 由）

この案を提出するのは、陣屋線道路改良工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。